

# 「令和8年度県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託審査委員会設置要綱

## 1. 趣 旨

本要綱は、公募型プロポーザル方式により行う「令和8年度県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託（以下、「本委託」という。）において、中立かつ公平な審査、評価等を確保するため、「令和8年度県市町デジタル人材共同利用事業」業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置及び運営するために必要な事項を定める。

## 2. 所掌事務

審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（1）企画提案書の審査に関すること。

## 3. 委 員

（1）審査委員会の構成員は、委員長を含む若干名とする。

（2）委員は、審査基準に基づき企画提案書の審査を行う。

（3）委員は、審査委員会の会議に出席する。

## 4. 委 員 長

（1）審査委員会には委員長を置く。

（2）委員長は委員の中から互選する。

（3）委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。

## 5. 会 議

（1）審査委員の会議は、デジタル戦略課長が招集する。

（2）委員長が事故又はその他の事由により職務を執行できないときは、委員長があらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

（3）審査委員の会議は、委員の半数以上の出席を以って成立する。

（4）委員はやむを得ない事由により欠席する場合、代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

（5）議事は、委員長が議長となり、出席委員の過半数を以ってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（6）必要に応じて審査表等の提出で会議の開催に代えることができるものとする。

（7）審査委員の庶務は、事務局において処理する。

## 6. 審査委員会の公開

審査委員会は、非公開とする。

## 7. 委員の任期

委員の任期は、本委託の最優秀提案者が決定する日までとする。

## 8. 事務局

審査委員会の庶務を行わせるための事務局をデジタル戦略課に置く。

## 9. 守秘義務

審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## 10. その他

この要綱で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は必要に応じて委員長が別に定める。

附則 この要綱は、令和8年4月28日から施行する。